

川崎市公告第 6 3 9 号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 2 月 2 7 日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフ川崎御幸店
神奈川県川崎市幸区小向西町 4 丁目 9 3 番、9 4 番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
支配人 岡本 泰典
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	取締役社長 池谷 幹男	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	支配人 岡本 泰典	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

- 4 変更の年月日
令和 3 年 4 月 9 日
- 5 変更する理由
設置者の代表者変更のため
- 6 届出の年月日
令和 6 年 2 月 1 9 日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
本庁舎 9 階

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和6年2月27日から令和6年6月27日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和6年6月27日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当